

意見書第5号

医療機関の事業と経営維持のための財政支援措置を求める意見書

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により提出します。

令和7年9月30日

提出者 市議会議員 徳 永 克 子

提出者 市議会議員 田 中 建 一

提出者 市議会議員 小 堤 千 寿

提出者 市議会議員 大 杉 茂 貴

行橋市議会議長 井 上 倫太郎 様

提出先 財務大臣、厚生労働大臣

医療機関の事業と経営維持のための財政支援措置を求める意見書

厚生労働省による令和 5 年実施の医療経済実態調査の結果、同調査に回答した一般診療所を開設する医療法人のうち、赤字法人は約 27 パーセントを占めます。また、同調査に基づく、医療法人の施設数約 4 万件のうち 1 万件が赤字経営と推測されますが、実態は数字以上に厳しく、資金不足のため、借入金返済に追われ、病院建替えなどの設備投資は計画にすら手がついていない厳しい状態です。

帝国データバンクの 2023 年度医療機関の休廃業・解散動向調査によると、医療機関(病院、診療所、歯科医院)の倒産は 55 件で過去最多でした。休廃業、解散は、倒産件数の 12.9 倍となる 709 件が確認され過去最多を更新し、10 年前と比較して 2.3 倍に急増しています。

このままでは、日本の地域医療の存続が危ぶまれます。医療機関の事業と経営の危機は、必要に応じて医療を受ける国民の権利の危機でもあります。厚生労働大臣と財務大臣との折衝で、本体改定率 0.88 パーセントと決定された 2024 年度診療報酬改定が施行されました。この厳しい改定は、医療経営の実態、昨今の物価高騰に見合わないものです。特に中小の民間病院、診療所にとって非常に厳しい内容になっています。

本来、診療報酬は、地域の医療ニーズに応え適切な医療を提供し、職員にも世間並みの賃金を払い、健全な経営維持が可能なものであるべきです。しかし 2024 年度診療報酬改定は、医療機関の願いに応えるものとは遠くかけ離れたものとなりました。多くの医療機関から、今の状況が続けば、日本の医療と福祉は早晚持たなくなる、との悲痛な声があがっています。このままでは、次期改定までの間に病院がなくなってしまう地域がでてくるかもしれません。

よって、本市議会は、政府に対し、地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のために、診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うことを強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 30 日

行 橋 市 議 会